

# 一部が変わります

## ☆高額介護サービス費の一部が見直されます☆

高額介護サービス費は、月々の介護サービスの利用者負担合計額に、所得に応じた利用者負担上限額を設定しています。平成17年10月からこの利用者負担上限額の一部が変更になります。

### 世帯単位で上限額が設定されます

高額介護サービス費の利用者負担上限額は世帯単位で設定されますので、同じ世帯に複数の利用者がある場合は、世帯全体の利用者負担合計額が下記の上限額を超えた場合に、その超えた分が後から支給されます。また、住民税世帯非課税の方は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。



平成17年10月から

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
一般世帯（下記の区分に該当しない方）	<b>世帯</b> 37,200円
住民税世帯非課税	<b>世帯</b> 24,600円
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>新区分</b>                      ● 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方                      ● 住民税世帯非課税で高齢福祉年金の受給者                 </div>	<b>個人</b> 15,000円
● 生活保護の受給者 ● 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	<b>個人</b> 15,000円 <b>世帯</b> 15,000円

これまでの住民税世帯非課税の段階区分では、その対象者の中での所得格差があったため、所得の低い方にとって利用者負担が重くなっていました。この所得格差を見直すことによって、所得の低い方にとっても介護サービスが利用しやすくなります。



- 上限額の段階区分は、それぞれの月の初日に利用者の属する世帯主および世帯員の、同日における課税状況などにより判断されます。

### 対象となる利用者負担

- 1 居宅介護サービス費に係る利用者負担（特例居宅介護サービス費を含む）
- 2 施設介護サービス費（居住費・食費を除く※）に係る利用者負担（特例施設介護サービス費を含む）

### 対象とならない利用者負担

- 1 施設での介護保険給付以外のサービスの利用者負担
- 2 福祉用具購入費に要する利用者負担額
- 3 住宅改修費に要する利用者負担額

※その他、支給限度額を超えたサービス費用については、全額利用者負担となります。